

答 申 書

みどりの聖域指定区域の変更について

平成 27 年 1 月

神戸市公園緑地審議会

平成 27 年 1 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市公園緑地審議会

会長 中 瀬 勲

みどりの聖域指定区域の変更について

(答申)

平成 24 年 7 月 11 日に諮問を受けた、みどりの聖域指定区域の変更について、
本審議会は慎重な審議を重ねてまいりましたが、その結果を次のとおり答申し
ます。

目 次

1. はじめに	1
2. 「みどりの聖域」の現状と課題	2
(1) 神戸市の土地利用について	2
(2) みどりの聖域の現状	3
(3) みどりの聖域の課題	4
(4) 審議会における検討事項	6
3. 「みどりの聖域」指定区域変更の考え方について	7
(1) 指定区域変更の基本的事項	7
(2) 緑地の重要度評価の方法	7
(3) 区域指定の基本的な考え方	9
(4) 区域を指定する際の留意事項	9
(5) 市民に対する広報・啓発	10
4. おわりに	11

【補足資料】

1 緑地の重要度評価の例	12
2 用語解説	15
文中で※のついている用語は用語解説で取り上げている	

【参考資料】

1 神戸市公園緑地審議会規則	18
2 神戸市公園緑地審議会運営要領	20
3 諮問書	21
4 神戸市公園緑地審議会委員名簿	22
5 審議経過	23

1. はじめに

神戸市は、緑の骨格を形成する六甲山系や帝釈・丹生山系をはじめ、鎌倉峡、雄岡山・雌岡山周辺など緑豊かな自然環境を有している。

これらの緑は 100 年前に荒廃していた六甲山系の植林や、古くから実施してきた緑を守り育てるための施策など、先人達のたゆまぬ努力によって築き上げられてきた。

そして、これらの緑の存在は幾多の災害を乗り越え、安全・安心なまちづくりや美しい景観づくりの礎となっている。

神戸市では、緑を守り育てるための施策として昭和 12 年の「風致地区^{*}」指定に始まり、昭和 43 年の「特別緑地保全地区^{*}」、平成 4 年の「みどりの聖域^{*}」、平成 10 年の「人と自然との共生ゾーン^{*}」等、数多く導入してきた。

このうち、「みどりの聖域」は、市街化調整区域における緑の保全と秩序ある市民利用の調和を図っていくことを目的としたもので、緑地に影響を及ぼす行為に対して一定の制限を加えるとともに、保全・育成事業に対する助成等を実施している。

また、市街化調整区域においては、農業の振興や農村の活性化と合わせ、市民相互のふれあいを進めるために、「人と自然との共生ゾーン」に指定した区域がある。

その結果、約 14,900ha がみどりの聖域として、約 18,000ha が人と自然との共生ゾーンとして、豊かな自然環境等の保全に大きな役割を果たしてきた。

みどりの聖域の指定の際には、本審議会の答申「市街化調整区域における緑地の保全と活用の基本方針について」（平成 2 年 3 月）を踏まえて既存緑地の評価を行い、指定区域等を定めた。

しかし、指定から 20 年以上経過しており、この間、人口減少や少子超高齢化の進展、地球温暖化対策や生物多様性保全等の環境問題、防災意識の向上等の社会経済情勢が大きく変化してきており、緑のもつ役割が一層重要になってきている。

また、今後の都市づくりの方向性として、拡大成長型都市構造から集約型都市構造への転換が求められており、神戸市では概ね 5 年ごとに市街化区域と市街化調整区域の区分見直し等が行われている。

このような流れを受けて、神戸市では、市街化調整区域の中でみどりの聖域や人と自然との共生ゾーンに指定されていない場所の緑地の保全育成を図っていくために、本審議会に「みどりの聖域指定区域の変更について」諮問を行った。

本答申では、当初指定時の基本方針は継承したうえで、新たな視点も踏まえた緑地評価の考え方等を示すことにした。

また、最後に区域指定する際に留意すべき事項についてとりまとめている。

なお、本審議会では、風致地区内建築等審査部会における具体的な討議をベースに審議を行い、その結果を取りまとめた。

2. 「みどりの聖域」の現状と課題

(1) 神戸市の土地利用について

- 神戸市は市域約 55,000ha の内、約 20,000ha（約 4 割）が市街化区域^{*}、約 35,000ha（約 6 割）が市街化調整区域^{*}となっている。（図 1）
- 市街化調整区域の内、みどりの聖域に指定している区域が約 14,900ha、人と自然との共生ゾーンに指定している区域が約 18,000ha となっている。（図 2）

図 1. 神戸市の土地利用の概要

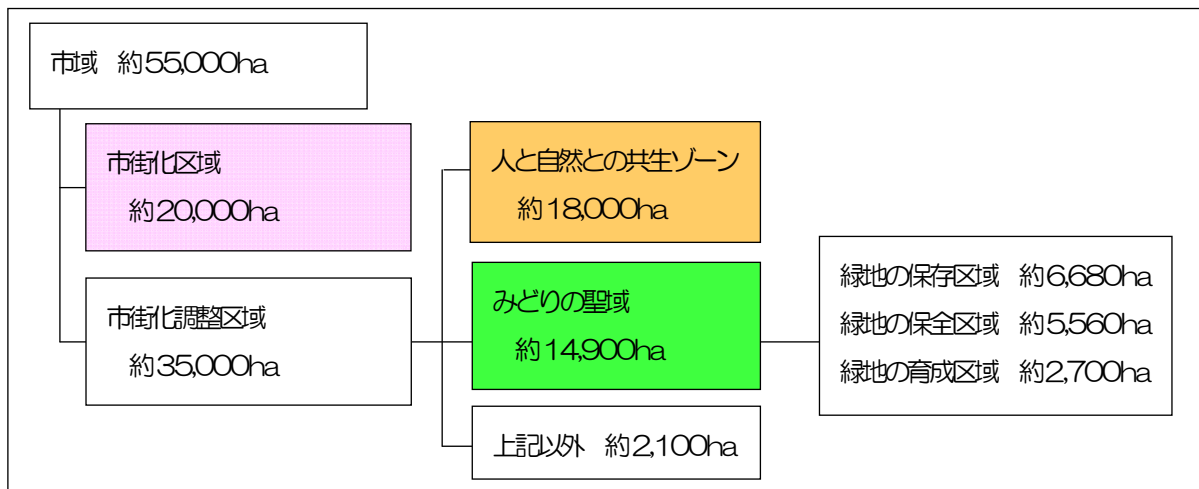
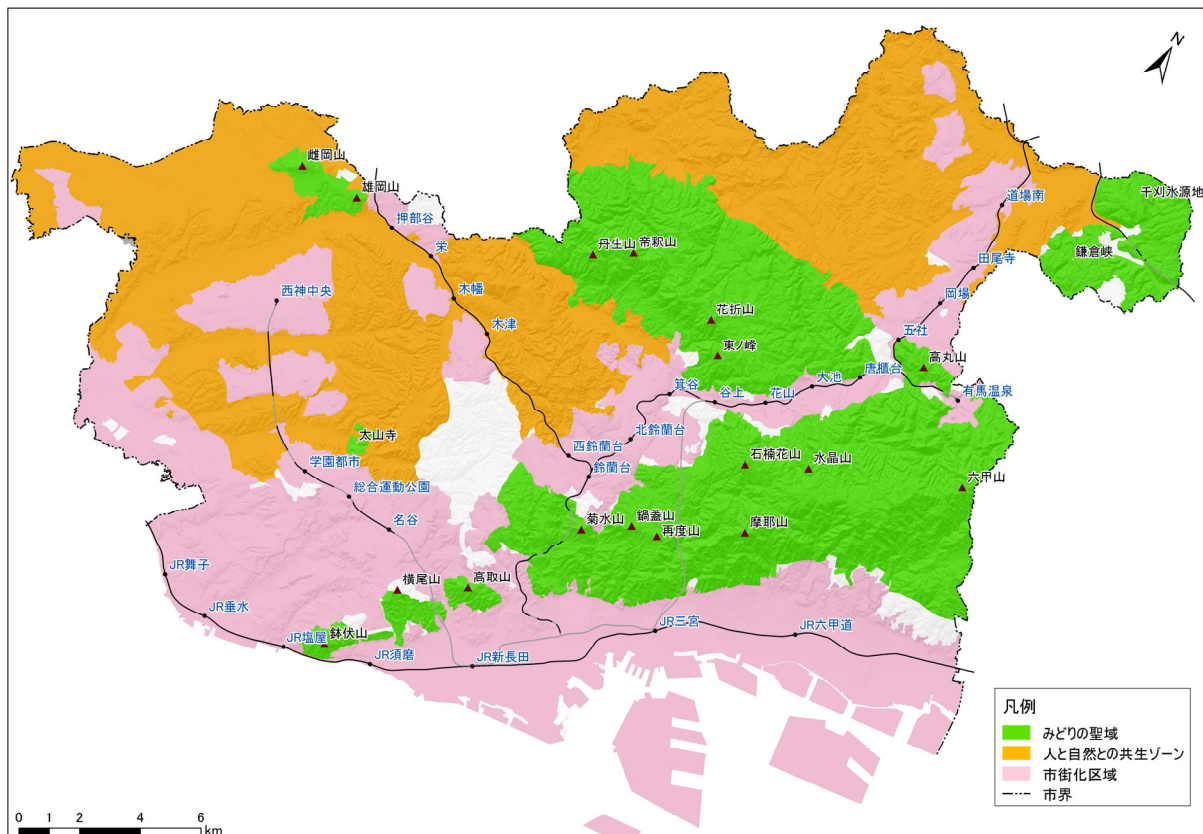


図 2. 「みどりの聖域」と「人と自然との共生ゾーン」の指定状況

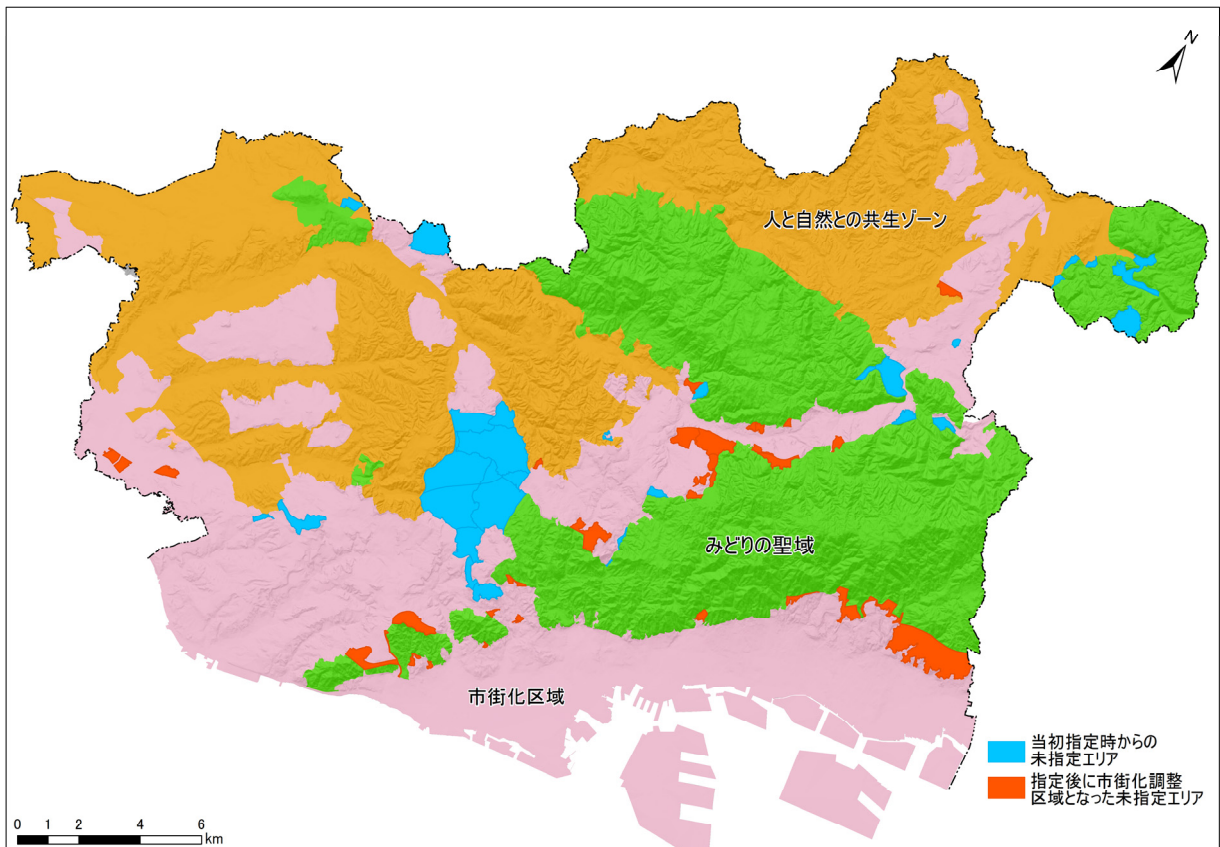


(2) みどりの聖域の現状

①未指定エリアについて

- 未指定エリアとは、市街化調整区域のうち「みどりの聖域」及び「人と自然との共生ゾーン」に指定されていない場所のことで、みどりの聖域当初指定時（平成4年）からの場所と、指定後に市街化調整区域になった場所がある（図3）。

図3. 未指定エリアの現状



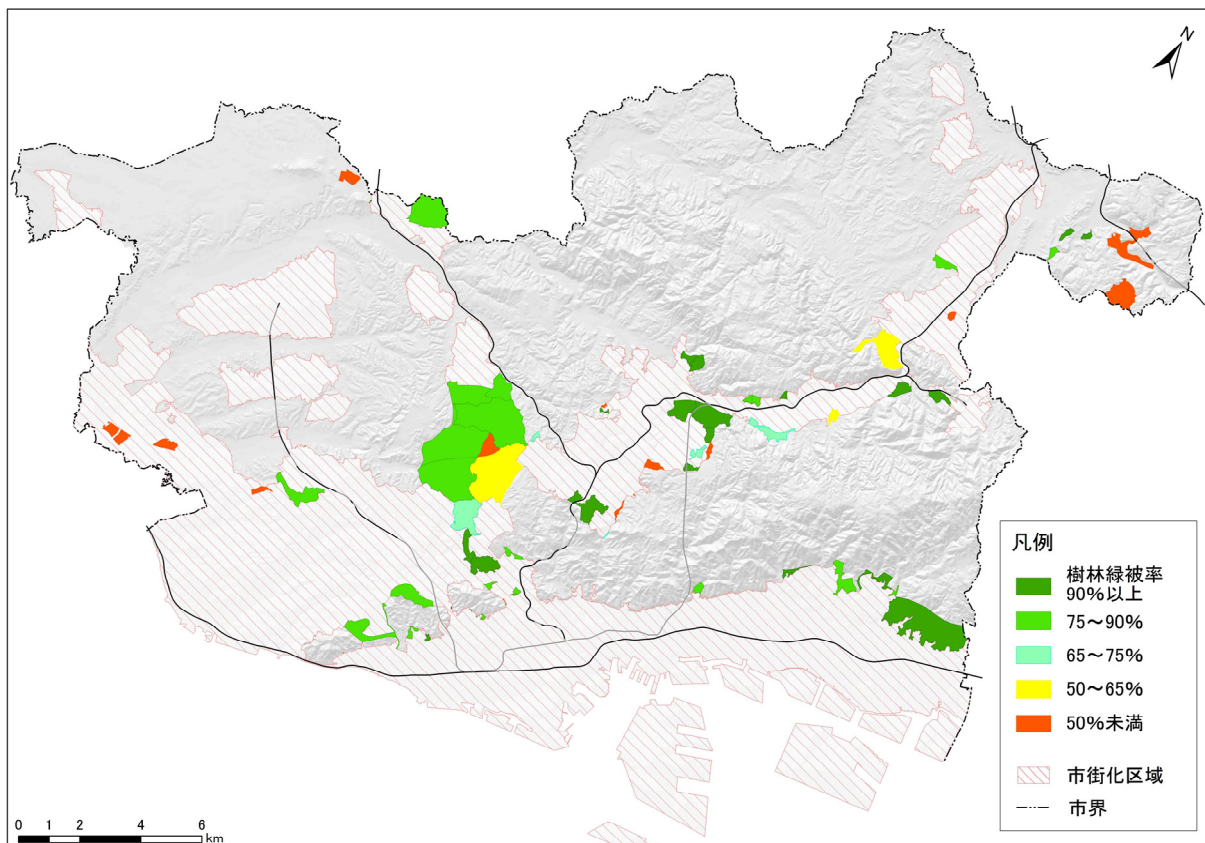
②未指定エリアの緑地の保全状況

- 緑地の保全状況を確認するため、未指定エリアの約 2,100ha を 64 区域に分割して、航空写真をもとにして樹林緑被率^{*}を算出した。（図4）
- 調査の結果、未指定エリアの中には樹林緑被率が条例で規定している樹林地率^{*}以上となっている区域があることが確認できた。（表1）

表1. 未指定エリアの緑地の保全状況

樹林緑被率 90%以上	20 区域
樹林緑被率 75～90%	21 区域
樹林緑被率 65～75%	6 区域
樹林緑被率 65%未満	17 区域

図4. 未指定エリアの樹林緑被率



(3) みどりの聖域の課題

①未指定エリアにおけるみどりの聖域指定の必要性

- ・市街化区域と市街化調整区域の区分見直しが概ね5年ごとに行われてきたことから、未指定エリアの面積が増加している。
- ・震災後、六甲山南麓において六甲山系グリーンベルト整備事業^{*}により防災機能の向上が図られてきており、緑地の重要度が増してきている。
- ・未指定エリアにはまとまった樹林地が存在する区域があり、新たに緑地の保全と秩序ある市民利用との調和を図る必要が生じている。

②みどりの聖域指定区域変更の方向性

- ・既指定地区については概ね緑地が適正に守られているため、引き続き適正な運用により、緑地の保全や秩序ある市民利用を図っていくことが求められる。
- ・未指定エリアにおいて新たにみどりの聖域を指定する際には、当初指定時の緑地の評価方法を踏襲したうえで、新たな視点を盛り込むべきである。

③みどりの聖域指定区域を変更する際の新たな視点

a. 集約型都市構造への転換

本格化する少子・超高齢社会、人口減少に対応するため、「歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市構造」への転換が不可欠となってきている。

緑は都市構造を規定する重要な要素であることから、市街地周辺等に存在する樹林地を適切に保全し、分散的な開発から守ることが重要である。また、人口減少に伴って発生することが想定される空閑地等の緑地化を図ることも重要である。

b. 安全安心なまちづくり（災害に備え、暮らしを支える安全で安心な緑）

樹木や草本が地面を覆い、その根が土壌を押さえることにより、雨による表面土壌の流出や、土砂崩れ等が防止されることから、安全安心なまちづくりを進めていくうえで、緑の役割が重要となっている。

c. 良好な景観を形成する緑

住環境の質の向上や観光施策を進めていく中で、美しい街並みなどの良好な景観形成が求められてきている。良好な眺望景観を形成するためには、背景となる山並みや質の高い樹林などが非常に重要な要素となっている。

d. 生物の多様性を支える緑

森林は多様な動植物の生息地となっているとともに、レッドデータに記載されている多くの希少種も森林等に生息していることから、生きものの命を育む緑の保全・育成が重要となっている。

e. 市民参画による里山保全活動

近年、社会貢献や環境学習、レクリエーション等の目的で、様々な市民団体や NPO 等による里山保全活動が活発になってきており、量だけではなく、緑の質を向上させる取り組みが進められている。

f. 森林の保健・レクリエーション利用

近年のエコツーリズムや登山ブーム等を受けて、「運動や健康づくり、レクリエーションの場」としての森林の役割が重要となってきている。

g. CO₂吸収源としての緑への期待

樹木が光合成による炭素固定を通じて温室効果ガスである CO₂ の吸収源となることから、緑は地球温暖化対策の一環として期待されている。

h. ヒートアイランド現象の緩和

市街地周辺に広がる大規模な樹林地においてはクールアイランドとよばれる冷涼な空気のかたまりを形成しており、昼間に熱の発生源となり、かつ夜間に気温が下がりにくい市街地において、冷気の形成等により気温を低減させることから、緑のヒートアイランド現象緩和効果が期待されている。

(4) 審議会における検討事項

- みどりの聖域指定区域変更の基本的事項である未指定エリアの新規指定や、既指定区域見直しの考え方等について。
- 緑地の重要度を評価する際の区域設定の考え方や、当初指定時の評価項目に(3)③で示した新たな視点を加味した新たな評価項目等について。
- 緑地の重要度評価に基づいて区域指定を行う際の基本的な考え方や、関係者との事前協議など区域を指定する際の留意事項について。
- みどりの聖域の価値をより高めていくための広報・啓発について。

3. 「みどりの聖域」指定区域変更の考え方について

(1) 指定区域変更の基本的事項

- 未指定エリアにおいて緑地の重要度評価を行い、良好な緑地については「みどりの聖域」の指定を検討すること。
- 緑地の重要度評価は当初指定時の評価手法を踏襲するとともに、見直しが必要なものについては新たな評価項目を加えるように検討すること。
- 既指定地区については現状の指定区分を継続するものとするが、未指定エリアとの関連、及び他の緑地保全制度の指定状況等の観点等から見直しが必要な箇所については指定区分の変更を検討すること。

(2) 緑地の重要度評価の方法

① 緑地の重要度評価の区域設定

- 未指定エリアは面積等にばらつきがあることや、緑地関連の法規制により区域が分断されていることから区域を細分化して評価区域を設定すること。
- 区域設定にあたっては、緑地関連の規制区域線や地形など合理的な基準で区分した基本区域を設定し、その中から指定に適さないと判断される区域を除外すること。(表6)

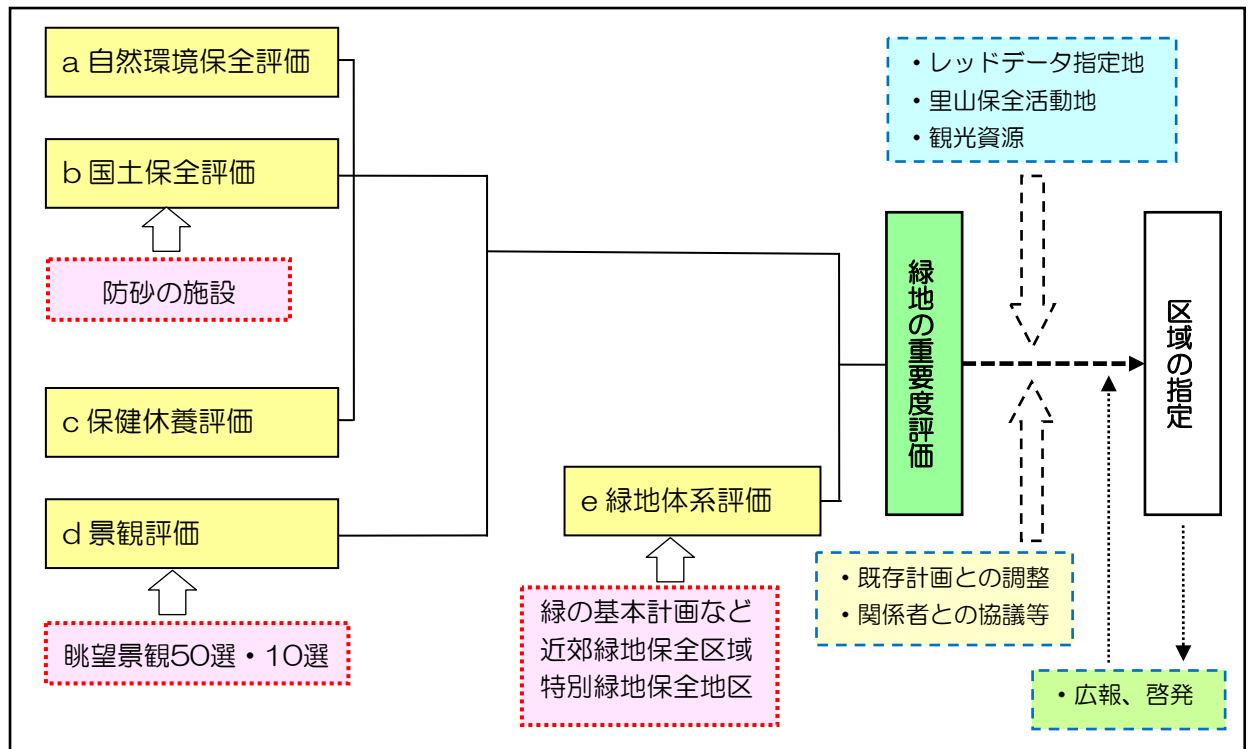
表6. 区域設定の考え方

	説明
基本区域	<ul style="list-style-type: none">• 規制区域（特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、防砂の施設など）• 地形・地物（尾根線、谷線、流域、道路など）• 土地利用（樹林地、草地、農地、水面など）
除外する区域	<ul style="list-style-type: none">• 道路、宅地などがまとまっている区域• 樹林地に隣接していない農地• 小規模な樹林が点在する区域

②緑地の重要度評価の流れ（図6）

- ・緑地の重要度評価は、当初指定時に設定した a～e までの各評価項目を基本としたうえで、新たな視点を反映させた項目を加えて行うこと。

図6. 緑地の重要度評価のフロー



(注) 赤枠で示した項目は緑地の重要度評価に際し、新たに設けた項目

(注) 青枠で示した項目は区域を指定する際の留意事項等

③緑地の重要度評価の評価項目

a. 自然環境保全評価（補足資料①-a）

- ・植生自然度*の観点から植生区分により保全を優先すべき緑地を評価すること。

b. 国土保全評価（補足資料①-b）

- ・防災上の危険性が高く保全が必要とされる緑地など、安全性の観点から地質・傾斜度により評価すること。
- ・新たな評価項目として、六甲山系グリーンベルト整備事業に伴い指定された「防砂の施設*」を評価に反映させること。

c. 保健休養評価（補足資料①-c）

- ・保健休養に適した植生で傾斜が緩く、あまり改変せずに活用できる緑地を、傾斜度と植生区分により評価すること。

d. 景観評価（補足資料①-d）

- ・重要な視点場及び景観域別視点場からの可視領域により評価すること。
- ・新たな評価項目として、「神戸らしい眺望景観 50 選・10 選^{*}」で選定された視点場のうち、緑に対する眺望が優れた視点場を評価に反映すること。

e. 緑地体系評価（補足資料①-e）

- ・当初指定時の緑地体系を基本に、「神戸市緑の基本計画^{*}」の都市空間構成を加味した「緑地帯」で評価すること。
- ・新たな評価項目として、「近郊緑地保全区域^{*}」を保全の必要性が高い区域として六甲山系と同等の評価ランクとすること。
- ・新たな評価項目として、「特別緑地保全地区」については現状凍結的に緑地を保全する必要がある区域として、「緑地の保存区域」への指定を検討すること。

④評価項目の組み合わせ方法（補足資料②）

- ・③の a～e の評価は単位当たり（10mメッシュ）で行い、各評価を組み合わせ単位当たりの緑地の重要度評価を算出すること。

⑤緑地の重要度評価の研究課題

- ・今後の課題として、人口減少社会を想定した「神戸スマート都市づくり計画^{*}」を進めるにあたって市街地周辺で低密度化を誘導する際に重要となる緑地や、冷気流等による都市環境改善に寄与する緑地について、別途評価する方法を研究すること。

（3）区域指定の基本的な考え方（補足資料③）

- ・（2）①で設定した評価区域ごとに、「保存区域」・「保全区域」・「育成区域」・「指定見送り」といった区域指定方針を示すこと。
- ・評価区域ごとの指定方針は、（2）④の単位当たりの評価結果に基づき、区域面積におけるそれらの面積割合で決定すること。
- ・「指定見送り」の評価となった箇所については、（4）①で示す個別に留意すべき事項を考慮して別途指定の必要性について検討すること。また、緑地の重要度評価の見直しを行った際には、当該箇所についても再評価を行い、緑地の重要度が高い箇所については指定を検討すること。

（4）区域を指定する際の留意事項

①緑地の重要度評価以外に個別に留意すべき事項

a. レッドデータ指定地

- 兵庫県及び神戸市がとりまとめている「希少な野生動植物（レッドデータブック）※」において、希少な植物群落及び鳥類サンクチュアリとして選定されている場所については、動植物の保護に適した指定に留意すること。
- b. 里山保全活動地
 - 市民が主体となって間伐や下草刈り、植樹などの里山保全活動を実施している場所については、その活動内容に適した指定に留意すること。
- c. 観光資源となる緑地
 - ハイキングルートや様々な観光施設周辺一帯の場所については、観光資源としての森林活用に適した指定に留意すること。

②既存計画との調整

- 神戸市都市計画マスタープラン※や神戸市緑の基本計画、六甲山森林整備戦略※等で位置づけられている施策と十分に調整を図ること。
- 暫定市街化調整区域※については計画的な市街地整備が行われる場合は認めていくとする区域で、今後市街化区域に編入される可能性があるため、みどりの聖域指定区域からの除外を検討すること。
- 市街化調整区域で既に具体的な開発計画等がある区域については、事前にそれらの計画と十分に調整を図ったうえで区域指定を検討すること。

③関係者との協議等

- 区域指定にあたって、公有地においては関係行政機関と事前に協議を行い、計画している土地利用等と十分に調整を図ること。
- 民有地においては、土地所有者等に対して十分に周知を図り、事前説明を行い本事業の趣旨を理解してもらうなど、区域指定においては慎重に実施していくことが必要であるため、計画的かつ段階的に実施していくこと。

(5) 市民に対する広報・啓発

- 「みどりの聖域づくり」をより価値のあるものにしていくためには、土地所有者の方々を含め、より広く市民にこの取り組みを知ってもらい、理解を深めてもらう必要がある。そのために、その価値や効果をわかりやすく発信していくことで市民に緑を身近に感じてもらう取り組みを検討すること。
- 「みどりの聖域づくり」の価値や効果などをホームページなどの ICT（情報通信技術）をはじめ、様々な情報媒体を活用してわかりやすく市民に伝えていく取り組みを行うこと。
- 緑の価値や効果の中には市民にとって非常に大切であるが、定量化が難しく不可視なものもある（防災機能や景観形成、環境改善機能等）ため、それらができるだけわかりやすい方法で評価し、発信していくことを検討すること。

4. おわりに

神戸市では、平成 3 年に将来の市民のため緑に恵まれた神戸の自然を守るとともに、秩序ある市民利用を目指すため、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」を制定し、条例に基づいて平成 4 年に「みどりの聖域」を指定した。

本答申は、みどりの聖域の指定後 20 年以上が経過したことを受けて、指定区域の変更を行うに際しての考え方について示したものである。

本答申を受けて、みどりの聖域づくりを進めていく際には以下の点に留意する必要がある。

「みどりの聖域づくり」は、何も手を入れない、入れてはいけないというものではなく、場所によっては適正に手入れすることによって維持されている環境を守っていくということが重要である。

神戸市が平成 24 年に策定した六甲山森林整備戦略は、森の手入れの大切さについて確認するとともに、「都市山」六甲山の人の暮らしとの新たな関わりづくりを目的としている。この戦略に基づき、引き続き森林の育成や生物多様性保全の観点から森の手入れの必要性について、市民にわかりやすく伝えることが重要である。

そして、市民や NPO 及び事業者等による里山保全活動に対する支援制度の拡充や、それぞれの活動に関する情報の共有を図り、活動団体同士の交流が促進される仕組みをつくるなどによって、今後より一層神戸市における里山保全活動が活性化されることが期待される。

今後、本答申を真摯に受け止めて、「みどりの聖域づくり」をさらに発展させることによって、神戸の豊かで貴重な緑を市民と協働で次の世代へと守り、育てていくことを切望する。

<補足資料>

1 緑地の重要度評価の例

2 用語解説

1 緑地の重要度評価の例

①緑地の重要度評価の評価ランク（例）

a. 自然環境保全評価

■評価ランク（例）

ランク	ランクの内容
I	環境省植生自然度群落区分表の草本性植生等を除く自然植生区域。 当初指定時では、現状保存が望ましいとしている区域。
II	草本性植生等の自然植生及び中・高木となる代償・二次植生区域。 当初指定時では、ランク I に次ぐ保全が必要としている区域。
III	灌木や草本の代償・二次植生区域及び植栽地の区域。 利用の対象となる緑地だが、生活環境保全面からは保全の必要のある区域も多い灌木や草本の代償・二次植生区域及び植栽地の区域。
IV	田・畑・ゴルフ場等の生産緑地系土地利用区域。 レクリエーション機能も有している。

b. 国土保全評価

■評価ランク（例）

地質区分等	傾斜度					
	45° 以上	45~30°	30~23°	23~15°	15° 未満	
花崗岩類	I	I	II	III	III	
ひん岩・石英斑岩		II	III		IV	IV
有馬・丹波・神戸層群			I	II	III	IV
大阪層群・段丘礫層		防砂の施設		I		

c. 保健休養評価

■評価ランク（例）

I 保健休養対象区域 →傾斜度 15 度未満の区域で、自然植生及び景観的に劣る灌木類主体の植生を除く
II 保健休養対象外の区域 →傾斜度 15 度以上の区域

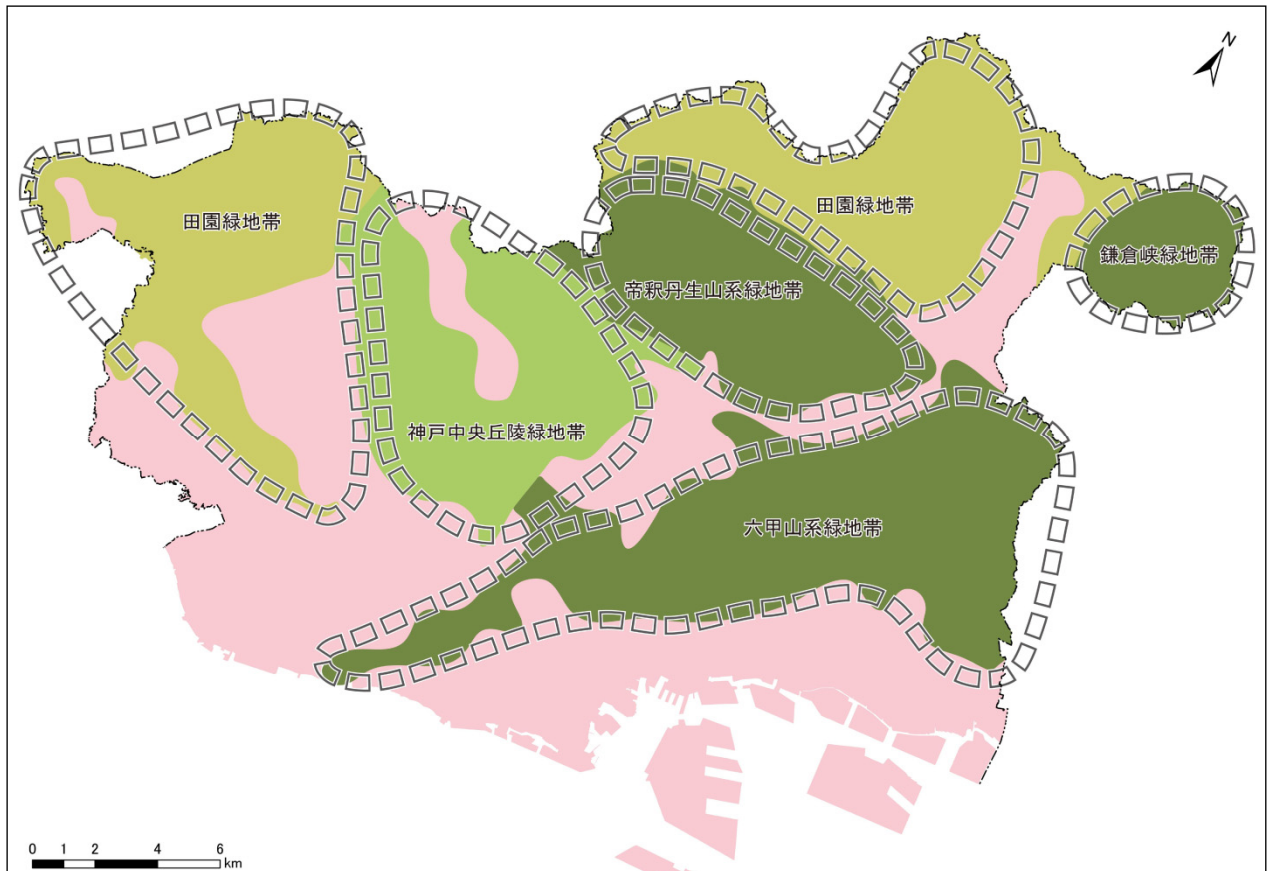
d. 景観評価

■評価ランク（例）

可視ポイント数	ランク
3箇所以上	I
2箇所	II
1箇所	III
0箇所	IV

e. 緑地体系評価

■ 設定する緑地帯 (例)



②緑地の重要度評価における評価項目の組み合わせ方法（例）

■評価項目の組み合わせ方法（例）

緑地の重要度評価						
自然環境 保全	国土 保全	保健 休養	景観	緑地体系	単位当り 評価結果	
I					A	
II, III	I					A
	II		I, II	六甲・鎌倉峡・帝釈丹生	A	
				中央丘陵	近郊緑地保全区域 その他	A B
	III, IV	I	その他	田園緑地	B	
				六甲・鎌倉峡・帝釈丹生	B	
				中央丘陵	近郊緑地保全区域 その他	B C
		II	I	I	六甲・鎌倉峡・帝釈丹生	A
					中央丘陵	近郊緑地保全区域 その他
			II	II	田園緑地	B
	六甲・鎌倉峡・帝釈丹生				B	
	中央丘陵				近郊緑地保全区域 その他	B C
	その他	その他	田園緑地	D		
			六甲・鎌倉峡・帝釈丹生	C		
			中央丘陵	近郊緑地保全区域 その他	C D	
田園緑地	その他					
IV					その他	
				特別緑地保全地区	A	

(注) 表中の「赤字」は、新たな評価項目。

③区域指定の分類基準（例）

■区域ごとの指定方針の分類基準（例）

	単位当り評価結果に基づく分類基準	区域指定方針
緑地の重要度 評価による分 類	「A+B」が概ね70%以上かつ「A」が30%以上	保存区域に指定
	「B+C」が概ね70%以上	保全区域に指定
	「A+B+C」が概ね50%以上	育成区域に指定
	「A+B+C+D」が概ね50%以上	育成区域の要否
	上記以外	指定見送り
検討を要する 事項	良好な農村景観を呈している区域 人と自然との共生ゾーンのみに隣接する区域 レッドデータ指定地や里山保全活動地等への配慮	共生ゾーンの検討

2 用語解説（掲載ページ順）

【風致地区】 p.1

都市計画法及び、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」によって定められ、地域内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成、建築等の行為について市長の許可が必要となる。

【特別緑地保全地区】 p.1

都市緑地法により定められる。都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地に指定され、地区内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となるなど、現状凍結的な厳しい規制がある。

【みどりの聖域】 p.1

市街化調整区域内の緑地の保全と活用の調和を図るため、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」により定められる区域で、「緑地の保存区域」「緑地の保全区域」「緑地の育成区域」の3つからなる。行為制限や緑地の買入れ・助成等の制度を運用し、将来にわたり、緑に恵まれた神戸の自然を守り育てるとともに秩序ある市民利用を目指す。

【人と自然との共生ゾーン】 p.1

市街化調整区域において、地域農業の振興と合わせて農村地域における秩序ある土地利用、自然環境や農村文化等の地域資源の保全と活用を図るため、「人と自然の共生ゾーンの指定に関する条例」により定められる区域で、人と自然が共生できる緑豊かで活力ある農業・農村地域づくりを目指す。

【市街化区域・市街化調整区域】 p.2

都市計画法により定められる。市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域をいう。

【樹林緑被率】 p.3

区域面積に対する樹林で覆われている面積比率を航空写真（平成 17 年データ）により算出。草地や水面、田畑等は含まない。

【樹林地率】 p.3

全体面積に対する、植栽により人為的に造成する樹林地及び緑地に影響を及ぼす行為を行わない自然地の合計面積の割合のこと。「緑地の保全、育成、及び市民利用に関する条例」の中で、保全区域と育成区域においては、緑地に影響を及ぼす行為を行う際の樹林地率を定めている。

【六甲山系グリーンベルト整備事業】 p.4

六甲山系南麓部の市街地に隣接した斜面一体を、防災機能の高い緑地帯として保全・整備することにより、土砂災害の発生を抑え、災害に強いまちづくりをめざすもの。国土交通省を中心に兵庫県・神戸市が連携して進めるもので、平成7年度に開始。

【植生自然度】 p.8

植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたもの。

【防砂の施設】 p.8

都市計画法により定められる都市施設の一部で、土砂災害防止のための整備を行う必要がある地域に指定する。神戸市の場合は六甲山系の南斜面において、災害防止と樹林整備のための六甲山系グリーンベルト整備事業を行うために指定されている。

【神戸らしい眺望景観 50選・10選】 p.9

神戸らしい眺望景観をまもり、そだて、つくっていくための施策の一環として、神戸らしい眺望景観について市民募集を行い、神戸市都市景観審議会での審議を受けて平成20年に選定を行った。

【神戸市緑の基本計画】 p.9

緑地の保全及び緑化の推進を総合的・計画的に実施していくことをめざすために、都市緑地法に規定されている計画。神戸市では平成12年に策定、平成23年に改定を行っている。

【近郊緑地保全区域】 p.9

近畿圏の既存都市区域の郊外や首都圏の近郊整備地帯内の保全区域の緑地で、水辺地・樹林地などで良い自然環境を形成している区域に指定される。近畿圏の場合は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国が広域的、長期的見地から指定する。

【神戸スマート都市づくり計画】 p.9

国土交通省が策定した「低炭素都市づくりガイドライン」を踏まえて平成24年に策定。神戸の都市空間の特長を活かして、環境と共生した「土地利用」、「都市交通」、「エネルギー」、「水と緑」を協働と参画により総合的にマネジメントするための計画。

【希少な野生動植物（レッドデータブック）】 p.10

絶滅のおそれのある野生動植物について記載したデータブックのことで、神戸市ではこれまでに蓄積してきた動植物データを基に、最新の知見を盛り込んだ「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2010－」を作成している。

【神戸市都市計画マスタープラン】 p.10

神戸市の都市計画に関する基本的な方針を示したもので平成 23 年に策定。めざす都市空間や、その実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにし、協働と参画により、神戸の都市づくりを総合的・戦略的に推進することを目的としている。

【六甲山森林整備戦略】 p.10

「神戸市緑の基本計画」に位置付けられているプロジェクトの具体化を図るために平成 24 年に策定されたもの。これからの 100 年先を見据えて、「『都市山』六甲山と人の暮らしとの新たな関わりづくり-六甲山の『恵み』を『育てる』・『活かす』・『楽しむ』仕組みづくり」を目的としている。

【暫定市街化調整区域】 p.10

市街化区域の中において、計画的なまちづくりを進めるためには時間がかかり、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるため、暫定的に市街化調整区域に編入している区域。

<参考資料>

- 1 神戸市公園緑地審議会規則
- 2 神戸市公園緑地審議会運営要領
- 3 諮問書
- 4 神戸市公園緑地審議会委員名簿
- 5 審議経過

1 神戸市公園緑地審議会規則

昭和 57 年 7 月 1 日
規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市会議員

(4) 関係行政機関の職員

2 学識経験者及び市民のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 市会議員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱される委員の任期は、当該職にある期間とする。

5 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、次条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長が

あらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第4条第2項、第5条及び前条の規定は部会について準用する。

(風致地区内建築等審査部会)

第8条 審議会に、風致地区内建築等審査部会を置く。

2 風致地区内建築等審査部会は、風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年4月条例第32号)第7条第3項の規定により審議会が市長から意見を聴かれる事項のうち審議会が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。

3 前項に規定する事項については、風致地区内建築等審査部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 風致地区内建築等審査部会が議決を行ったときは、風致地区内建築等審査部会長は、次の審議会の会議においてこれを審議会に報告しなければならない。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

4 書記は、幹事の命を受けて、審議会及び部会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年7月5日から施行する。

(風致地区内建築等審議会規則の廃止)

2 神戸市風致地区内建築等審議会規則(昭和46年4月規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成8年4月1日規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月7日規則第12号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2 神戸市公園緑地審議会運営要領

平成 19 年 5 月 24 日
神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）規則第 11 条の規定に基づき、審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会に、審議会規則第 8 条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、計画・緑化部会及び活用・運営部会を置くものとする。

(部会の内容)

第 3 条 前条に規定する計画・緑化部会は、神戸市における公園・緑地及び都市緑化等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

2 前条に規定する活用・運営部会は、神戸市の公園・緑地の活用や、管理運営に関することについて調査・検討・審議する。

3 審議会規則第 8 条に規定する風致地区内建築等審査部会は、同条第 2 項に定める事項のほか、神戸市における緑地保全・風致等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

附 則（平成 19 年 5 月 24 日審議会決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 11 日審議会決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 7 月 11 日から施行する。

3 諮問書

神 建 公 計 第 6 号
平成 24 年 6 月 14 日

神戸市公園緑地審議会 会長 様

神戸市長 矢 田 立 郎

諮 問

神戸市の緑地を含む景観を保存し，風致の維持に資するため，下記の案件について
諮問いたします。

記

みどりの聖域指定区域の変更について

4 神戸市公園緑地審議会委員名簿

氏 名	役 職	風致地区内建築等審査部会
(学識経験者) 9 人		
◎中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館館長	
○森本 幸裕	京都学園大学バイオ環境学部教授	◎
梶木 典子	神戸女子大学家政学部教授	
角松 生史	神戸大学大学院法学研究科教授	○
小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科准教授	○
高崎 邦子	株式会社 J T B 西日本 C S R 推進部長・広報室長	
長濱 伸貴	神戸芸術工科大学デザイン学部 環境・建築デザイン学科准教授	○
藤田 一郎	神戸大学大学院工学研究科教授	○
榎村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員教授	
(市 民) 4 人		
藤高 博章 (廣谷 徹)	連合神戸地域協議会副議長	
井上 智津子	神戸市婦人団体協議会理事	
マスダ マキコ	ドングリネット神戸代表	
津田 佳久 (安田 義秀)	神戸商工会議所理事・地域政策部長	○
(市会議員) 2 人		
西 ただす (梅田 幸広) (山本 じゅんじ)	企業建設委員会委員長	
菅野 吉記 (大寺 まり子) (山口 由美)	企業建設委員会副委員長	
(関係行政機関) 1 人		
笠尾 卓朗 (大町 勝)	兵庫県県土整備部まちづくり局長	○

※ 氏名欄の◎印は会長，○は副会長。（ ）書は前任者。 平成 26 年 12 月 17 日現在

※ 風致部会の◎印は部会長，○印は部会に所属する委員。

5 審議経過

1. 神戸市公園緑地審議会

開催日・会場	審議会・合同部会	検討内容
平成24年7月11日 市役所1号館14階 A V特別会議室	平成24年度第1回 神戸市公園緑地審議会	・諮問 「みどりの聖域指定区域の変更について」
平成26年3月17日 市役所1号館14階 大会議室	平成25年度第1回 神戸市公園緑地審議会	報告 ・みどりの聖域指定区域の見直し状況について
平成26年12月17日 市役所4号館 危機管理センター1階 会議室	平成26年度第1回 神戸市公園緑地審議会	・答申（案）について

2. 風致地区内建築等審査部会

開催日・会場	審議会・合同部会	検討内容
平成24年7月25日 市役所4号館 危機管理センター1階 会議室	平成24年度第1回 風致地区内建築等審査部会 （第1回）	・みどりの聖域指定区域の変更方針について ・緑の重要度評価について
平成25年3月27日 市役所1号館14階 A V特別会議室	平成24年度第2回 風致地区内建築等審査部会 （第2回）	・緑地の重要度評価の結果について
平成26年3月17日 市役所1号館14階 大会議室	平成25年度第1回 風致地区内建築等審査部会 （第3回）	・区域変更の考え方について
平成26年7月16日 市役所1号館14階 大会議室	平成26年度第1回 風致地区内建築等審査部会 （第4回）	・答申（案）について